

① 選挙権と被選挙権

■ 選挙権

要件	種類
満 18 歳以上の国民	衆議院議員
	参議院議員
満 18 歳以上の国民で、引き続き 3 か月以上 県内の同じ市町村に住所がある ※県内の市町村であれば、転居後も引き続き 選挙権を有します(登録は前住所地です)。	熊本県知事、県議会議員
満 18 歳以上の国民で、引き続き 3 か月以上 本町に住所がある	湯前町長、町議会議員

■ 被選挙権

要件	種類
満 25 歳以上	衆議院議員
満 25 歳以上で選挙権のある人	熊本県議会議員
	湯前町長
	湯前議会議員
満 30 歳以上	参議院議員
	熊本県知事

② 選挙人名簿

日本国民で満 18 歳以上の人には選挙権がありますが、投票するには選挙人名簿に登録されていることが必要です。選挙人名簿の登録は、毎年 6 月、9 月、12 月、3 月に行う「定時登録」と、選挙の都度行う「選挙時登録」があります。

- ・ 定時登録・・・登録月の 1 日現在が基準日
- ・ 選挙時登録・・・各選挙の公示日（告示日）の前日が基準日

登録要件・・・満 18 歳以上の日本国民であり、基準日までに 3 か月以上本町に住民登録をしていること。

③ 投票区と地区

投票区	投票場所	地区
第 1 投票区	湯前町農村環境改善センター	上里2、上染田、下染田、中里1、中里2、下里、植木
第 2 投票区	湯前町保健センター	野中田3、田上、上里1、上里3
第 3 投票区	湯前保育園	浜川、下城、古城、浅鹿野、上猪、中猪、野中田1、野中田2、福寿荘
第 4 投票区	旧南部保育所	上村、下村、馬場、瀬戸口